

建築物衛生管理業に関する留意事項について

1 「再登録」については有効期間満了日の1ヶ月前までに手続きをしてください。

建築物衛生管理業の再登録申請は、登録事務を滞りなく行うために、有効期間満了日の1ヶ月前を目安に所管保健所まで申請いただきますようお願いします。また、申請の際に、監督者等（再）講習会の修了証書の有効期限が過ぎていると登録ができません。ご注意ください。

貴事業所の登録有効期間満了日については、お渡している登録証明書に記載されている登録有効期間を十分確認してください。

2 登録申請書を記入する際には「記入例」を参考にしてください。

登録申請書を作成される際には、「建築物衛生管理業登録のしおり」及び該当業種の「記入例」をご参考にしてください。「記入例」に記載される内容については登録申請に必要な要件にもなっており、十分ご理解の上で申請いただきますようお願いします。

3 登録期間中に監督者等の資格が失効しないようにしてください。

登録期間中に監督者等の資格が失効する場合は、再講習の時期を失しないように十分留意してください。監督者等の資格が失効した場合、登録要件に合致しなくなり事業登録を取り消すことがあります。

なお、建築物環境衛生管理技術者については、再登録時、その者を監督を行う者とする場合には、再講習の課程を修了し、講習修了証書の有効期限を越えていないことが必要であるため、注意してください。

4 監督者等の兼務は禁止されています。

建築物衛生管理業では同一の者を2以上の営業所又は2以上の業務の監督者等として登録を受けることはできません。また、監督者等と特定建築物における建築物環境衛生管理技術者とを兼務することはできませんのでご注意ください。

5 従事者研修について

従事者研修は、厚生労働大臣の登録団体が行う研修の受講が前提となっております。よって、当該団体が行う従事者研修の一層の活用方よろしくお願いします。なお、研修は原則として作業に従事する者の全員が1年に1回以上研修を受けることが必要です。

6 変更届出及び廃止届出について

登録事項に変更を生じた場合には、変更届出書を提出してください。また、登録証明書の記載事項に変更を生じた場合は、当該登録証明書の書換えを受することができます。

登録事業を廃止した場合は、廃止届出書を提出してください。

7 登録申請書、各種届出書の取得はインターネットからも可能です。

登録申請書は営業所を所管する保健所で配付するほか、大阪府のホームページからもダウンロードできますのでご利用ください。

＜インターネットからの登録申請書の取得方法＞

大阪府ホームページから、「情報を探す」→「目的から探す」→「申請・届出」をクリック。

「名称や案内番号でさがす」に「建築物衛生」または「169」と入力し、検索ボタンをクリック